

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社ジェイアール東日本企画	一	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号	R7.11.11 ~ R8.8.10 9ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社ジェイアール東日本企画は、国土交通省本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に提出し、補助金を過大に請求していた。
株式会社中央技術コンサルタント	一	東京都新宿区西新宿8-5-1	R7.11.17 ~ R8.1.16 2ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第8号口 (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社中央技術コンサルタントの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 その後、同東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年8月20日、仙台地方検察庁に公競売入札妨害の罪で追起訴された。
赤城造林有限会社	一	群馬県沼田市利根町根利450番地	R7.12.12 ~ R8.1.13 1ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、群馬県沼田市利根町根利地内の私有林皆伐現場において、令和5年12月12日に発生した休業4日以上の労働災害について、労働者死傷病報告書を所轄の沼田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。 このことにより、当該事業者及び同社代表取締役(当時)は、労働安全衛生法違反及び労働安全衛生規則違反により、令和6年12月12日、沼田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月7日にその刑が確定し、令和7年7月28日、群馬県より建設業法第28条第1項第3号に基づく指示処分を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
京葉ガスエナジーソリューション株式会社	一	千葉県市川市鬼高4丁目3番5号	R7.12.19～R8.2.18 2ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第8号イ (公契約関係競売等又は談合)	当該事業者の従業員（当時）は千葉県が発注する配水管工事において、千葉県企業局の職員から漏洩された予定価格をもとに入札し公正を害したとして、令和7年7月3日、千葉地方検察庁に公契約関係競売等妨害の疑いで略式起訴された。
松浦建設株式会社	一	神奈川県小田原市新屋82-3	R7.12.19～R8.3.18 3ヶ月	指名停止等措置要領 別表第4第号イ (贈賄)	当該事業者の代表取締役（当時）及び営業部長（当時）が、神奈川県小田原市の下水道工事などを巡り、小田原市環境部長が収賄容疑で逮捕された事件で、当該事業者に便宜を図った見返りとして、令和6年8月と令和7年2月の2回、計20万円分の商品券を渡したとして、令和7年9月26日、横浜地方検察庁に贈賄の罪で起訴された。
東京ガスコミュニケーションズ株式会社	一	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号新宿パークタワー7階	R8.1.6～R8.3.5 2ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	当該事業者は、東京都内の複数の民間工事において、建設業法第26条第5項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。 このことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、令和7年10月23日、東京都知事より営業停止処分（22日間）を受けた。
株式会社ニッパツパーキングシステムズ	一	神奈川県横浜市西区北幸2丁目8番19号横浜西口Kビル6階	R8.1.6～R8.2.16 6週間	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	当該事業者は、令和3年から令和6年の間に東京都及び神奈川県で実施した複数の建設工事において、建設業法第26条第1項の規定に基づき、主任技術者として資格を有する者を工事現場に配置すべきところ、これに違反して適切な配置を行わなかった。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年8月1日、神奈川県知事より営業停止処分（15日間）を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
有限会社兼平	—	東京都国立市青柳2－10－14	R8.1.9～R8.2.19 6週間	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	当該事業者の東京都内の公共工事において、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、下請代金の額が建設業法施行令第2条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。 このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、東京都知事より営業停止処分（7日間）を受けた。